

2018年11月16日

金融担当大臣
麻生 太郎 様

全国金融労働組合共闘会議
議長 浦上 義人

要 請 書

この間、各金融業態で進められてきた自由化は、業態の垣根を撤廃させ、業界内・外での再編が加速したことで、各業態ともに圧倒的な寡占化が進み、ガバナンスの低下も危惧されています。そして、業態を越えた過当競争のもとで社会公共性をないがしろにした利益最優先の経営が広がったことから、金融の職場では顧客と従業員を犠牲にする状況が生まれています。

金融機関の各経営は、表面上は「顧客第一」、「お客様のために」と強調していますが、一方で「サービス産業」として「収益力の強化」をめざし、徹底した「合理化」と数字や個人責任の追及を強めています。そうしたなか、職場では圧倒的な要員不足の中で日常業務を進めており、適切な顧客サービスを実践できない状況となっており、働く組合員からは、「消費者のためになっていない」と果たすべき役割とかけ離れた業務の実態を憂う声も多く出されています。こうした状況は、貴庁の「金融行政方針」にある「顧客本位の良質な金融サービスの提供」とは乖離しています。私たち全国金融共闘は、金融各業態が持つ真の意味での社会的役割を健全にはたせる金融として再生することが必要だと考えています。

また、こうした収益第一の経営姿勢のもとで生じる個人の責任追及や人格否定などのハラスメント行為により従業員は心身ともに追い詰められ、精神疾患や期中退職者の増加をも生んでいます。加えて、一方的な解雇・雇止め事件が後を絶たないことも含めて、社会的使命の強い金融機関としての経営姿勢に問題があるとも考えています。この点についても十分ご認識いただいた上で貴庁の役割発揮を求めます。

私たち全国金融共闘は、貴庁の監督指針をもとに、さらに職場の実態を直視した金融政策の運営を求めるとともに、日本経済の健全な発展に資する金融をめざす立場で、自由化・規制緩和路線の見直しと利用者保護、金融機関の法令順守と適正な職場運営を求め、下記事項に対する見解・説明を求めるとともに金融機関への指導を要請します。

記

1. 上記に記載した経営姿勢、職場状況などは、これまでの自由化・規制緩和路線によって生じており、国民・利用者に対する社会的役割を果たせていない実態となっていると考えているが貴庁としてはどのように考えているか見解を求める。
2. 6月に公表した「検査・監督基本方針」を踏まえ、検査・監督のあり方を見直すとしているが、その内容について具体的な説明を求める。また、貴庁の遠藤長官が朝日新聞のインタビュー（10/9）でスルガ銀行の問題について「今回の事案を真摯に受け止めて、反省すべきを反省する」と語っているが、具体的にどのように反省し、検査体制をどのように見直すのか具体的な説明を求める。
3. 各金融機関がすすめる多様な商品販売について、説明義務及び適合性原則の遵守状況を調べ、信用失墜につながるノルマ的販売を行わないよう指導すること。
4. 「顧客本位」の貴庁方針の観点からも次のような金融商品の販売実態の改善指導を行うこと。
 - 保険商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択を保障すること。
 - 消費者ローン・カードローンの販売にあたっては、保証会社・保証料率を明示し、顧客の了解のもとで融資を行うこと。
 - カードローンの審査にあたっては、貸金業法の「総量規制」に準じた規制を行うこと。
5. 金融庁及び北陸財務局が公益通報を無視し、旧・武生信金経営者による不正融資を長きに渡って放置したことにより生じた、公益通報者の見せしめの懲戒解雇に対し、貴庁の監督責任を明確にすること。また、争議の解決に向けた労働組合との団体交渉申し入れに対し、「最高裁で決着済み」との理由で、いまだに応じようとしない福井信金を指導すること。

以上